

## 障害児加配支援の対応希望について

(保護者説明用資料)

- ・本制度は、お子さまが障害等により特別な支援を必要とする場合に、児童育成クラブでの生活が安心して送れるように、支援員等を追加で配置するものです。
- ・障害児加配の認定をされた場合には、児童育成クラブが支援員等を配置し、環境整備、記録・計画立案等を通じて、お子さまへの児童育成に必要な対応を行います。
- ・「障害児加配支援児童状況調書」を提出された場合、市の専門職との協議を受け、障害児加配の認定を行います。「障害児加配支援児童状況調書」を提出されても、障害児加配の認定を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### ◆提出書類

手帳をお持ちですか（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳等）

↓ あり

#### 【提出書類】

- ◎ 「障害児加配支援児童状況調書」
- ◎ 手帳の写し

↓ なし

通院先（判定機関等）での診断がありますか

↓ あり

#### 【提出書類】

- ◎ 「障害児加配支援児童状況調書」
- ◎ 診断書等の写し

↓ なし

今後通院予定 または市の専門職との関わりを予定されている場合

#### 【提出書類】

- ◎ 「障害児加配支援児童状況調書」

### ◆参考（こども家庭庁『放課後児童健全育成事業実施要綱』より）

<障害児受入推進事業>

障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置します。

障害児とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童のことです。

※「障害児加配支援児童状況調書」は、草津市こども若者政策課窓口（さわやか保健センター2階）または各児童育成クラブにご提出ください。

※複数の児童育成クラブを申請される場合、全ての申請書に「障害児加配支援児童状況調書」を添付してください。（写し可）